

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「財産の取得について」に対する意見）

教育支援課

1 概要

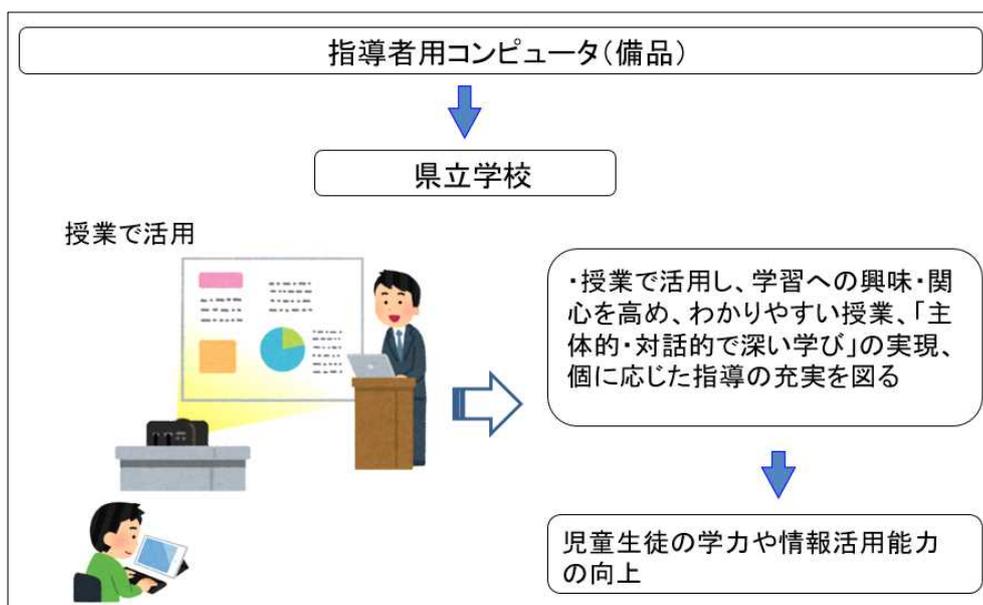
令和4年第3回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「財産の取得について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和4年6月6日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「財産の取得について」の概要

各教科の指導等におけるICT機器の活用を推進するため、指導者用コンピュータ2,444台を購入整備する。

- ・品名 指導者用コンピュータ
- ・数量 2,444台
- ・契約予定金額 94,039,000円（内消費税8,549,000円）
- ・契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号
西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎

【参考】



3 臨時代理した意見の内容

議案「財産の取得について」は、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第12号議案 財産の取得について（指導者用コンピュータ）

【議案提出の理由】

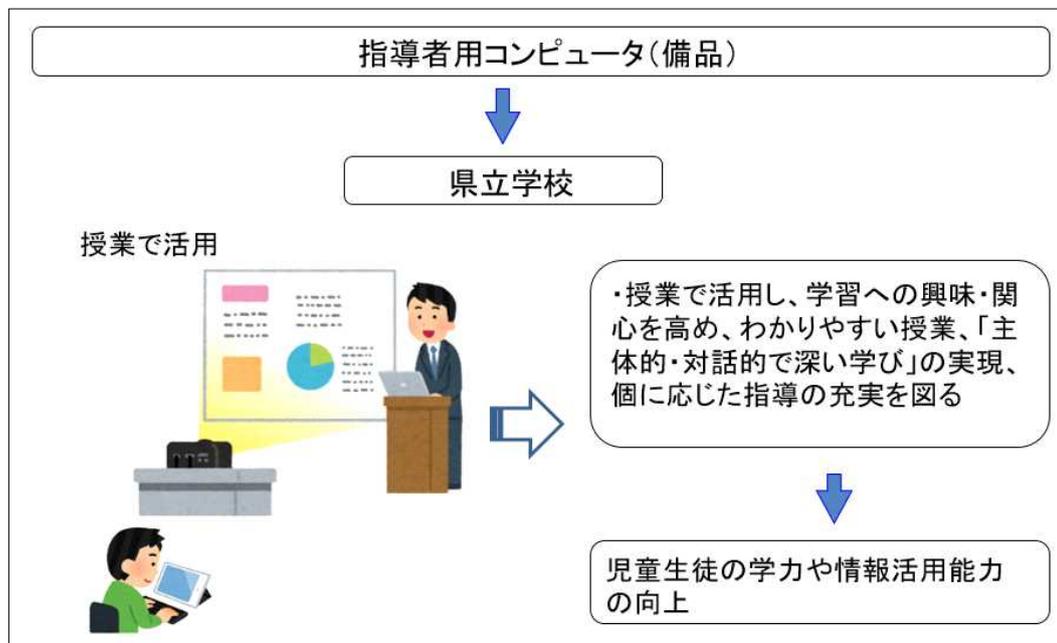
県立学校に整備する指導者用コンピュータの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 品 名 指導者用コンピュータ
- 2 数 量 2,444台
- 3 契約金額 94,039,000円（内消費税8,549,000円）
- 4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号
西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎

【説明】

各教科の指導等におけるICT機器の活用を推進するため、指導者用コンピュータ2,444台を購入整備する。



財産の取得について

県立学校に整備する指導者用コンピュータを、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 指導者用コンピュータ
- 2 数 量 2,444台
- 3 契約金額 94,039,000円
- 4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号
西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立学校に整備する指導者用コンピュータの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。